

反社会的勢力遮断への取り組みプラン [進捗状況]

令和8年4月30日



当組合は、令和7年11月14日に「反社会的勢力遮断への取り組みプラン」を策定し、現在反社会的勢力との一切の取引関係の解消、体制整備、役職員の再教育等に、役職員一丸となって取り組んでおります。
これまでの進捗状況につきまして、以下のとおりご報告いたします。

いわき信用組合

理事長 金成 茂

I 私たちは反社会的勢力との取引を遮断します

取り組みプラン	取り組み状況
① 反社会的勢力との預金取引をはじめ一切の取引関係の解消を図ってまいります【令和7年11月より実施】	<ul style="list-style-type: none">・ 全社的な対応を図るため、組織横断で対応チームを発足させ、対応施策の実行を進めるとともに、個別事案の解消に向けた手続きを進めております。・ 該当する預金口座については、弁護士と相談のうえ、反社会的勢力であると認められる預金者に対して、順次、口座解約通知を発送し、解約手続きを進めております（令和8年4月末進捗率86%）。【令和7年11月～】
② 融資取引については、預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を活用し解消を図ってまいります【令和7年11月中に買取申請】	<ul style="list-style-type: none">・ 預金保険機構（特定回収困難債権買取制度）に債権買取の申込を行っており、早期に融資取引の解消を図ってまいります。
③ 取引開始時のチェックを徹底し、反社会的勢力との取引を入口で阻止します【令和7年11月より実施】	<ul style="list-style-type: none">・ 業務指導や研修を通じて職員への取引開始時におけるチェックの重要性及び手続を再認識させました。・ 取引開始時にチェックする内容や手法を再点検のうえ業務対応マニュアルを整備（チェック項目拡大、検証体制強化等）いたしました。【令和7年11月～12月】・ 反社会的勢力との入口での取引阻止する体制の一層の強化を図るため、現行のフィルタリングシステムや組合独自の反社リストによるチェックに加えて、外部専門業者が提供する反社チェックツールを導入しております。

Ⅱ 私たちは反社会的勢力に強い組織を作ります

取り組みプラン	取り組み状況
<p>① 「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守します【即時実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全役職員による反社会的勢力との取引遮断を徹底するため「反社会的勢力に対する基本方針」を改定しました（新基本方針は7Pをご参照ください。）【令和8年3月】 当組合では、今後も全社的に反社会的勢力の排除に努めてまいります。 外部講師（弁護士、警察OB、金融機関OB等）による反社会的勢力への対応に関する研修、法令等遵守に関する研修を全役職員が受講しました。今後も継続して研修を受講してまいります。
<p>② 役職員への指導を担う警察OBを採用します【令和8年1月中】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 役職員に対する反社会的勢力対応管理のため、警察OBを顧問として契約いたしました。【令和7年12月】 引き続き、警察OBの採用活動を進めております。 反社会的勢力との取引遮断等にあたっては、弁護士、警察OBに適宜相談のうえ対応しております。
<p>③ 反社会的勢力への法的対応のため、法律事務所と契約します【令和7年11月中】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 反社会的勢力への法的対応のため新たに法律事務所と契約しました。【令和7年11月】
<p>④ 内部監査の内容や方法を見直し、監査態勢を強化します【令和7年11月より実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上部団体（全国信用協同組合連合会）の指導を受けて「監査規程」および「内部監査実施要領」を改定しました。【令和8年3月】
<p>⑤ 「反社会的勢力対応マニュアル」を実践的な内容に再整備のうえ、研修を定期的実施します【令和7年11月より実施】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上部団体（全国信用協同組合連合会）、ならびに顧問弁護士の指導を受けて「反社会的勢力対応マニュアル」を再整備いたしました。【令和8年4月】

Ⅲ 私たちは外部専門機関と連携強化します

取り組みプラン	取り組み状況
① 新たな法律事務所を外部通報窓口とし、役職員間での相互監視体制を強化します【令和7年11月中】	・ 外部相談・通報窓口として当組合と利害関係のない法律事務所と契約しました。
② 暴力追放運動推進センター等が行う地域・職域の暴力団排除活動に積極的に参加します【随時実施】	・ 今後も暴力追放運動推進センター等の活動に積極的に参加してまいります。

Ⅳ 私たちは不正行為への責任追及を徹底します

取り組みプラン	取り組み状況
① 旧経営陣への法的な責任追及（民事訴訟提起・刑事告訴）を行います【弁護士による検討着手済、令和7年中に民事訴訟提訴・刑事告訴を行うべく準備中】	・ 令和7年12月19日、旧経営陣に対し民事訴訟（損害賠償請求訴訟）を提起しました。弁護士と協議し、関係者に対する追加の民事訴訟提起の準備も進めております。 ・ 旧経営陣に対する刑事告訴についても弁護士と協議のうえ準備を進めております。
② 不正行為に関わった反社会的勢力への責任追及を行います【弁護士との協議を開始済】	・ 反社会的勢力に対する責任追及（民事・刑事）について弁護士と協議を進めております。

Ⅴ 私たちは説明責任を果たします

取り組みプラン	取り組み状況
① 今後、この取り組みプランの履行状況を当局へ報告します【随時実施】	・ 本プランの取り組み状況は監督当局に随時報告しております。
② その内容はホームページで公表し、組合員の皆様、お客様、地域の皆様へ透明化を図ってまいります【随時実施】	・ 本プランの取り組み状況は今後も当組合ホームページで公表してまいります。

取り組み状況・当面の取り組みスケジュール（1）

	令和8年3月以前	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
I. 取引遮断									
① 取引関係解消（預金取引）									
・弁護士と相談・協議	令和7年11月に実施済								
・預金口座解約手続	令和7年11月より実施中		☆						
② 融資取引の解消									
・買取の仮申込	令和7年11月に実施済								
・買取の正式申込									
・機構の買取可否決定	預金保険機構にて審査中								
・売却の実施	〃								
③ 取引開始時のチェック徹底									
・反社リスト整備（特別調査委員会の結果反映）	令和7年11月に実施済								
・相手方への反社条項の実施徹底	令和7年12月に実施済								
・名寄せ項目の拡大	令和7年12月に実施済								
・職員への周知・指導	令和7年12月に実施済								
II. 組織構築									
① 基本方針の遵守	令和7年11月に実施済								
② 警察OBと顧問契約締結	令和7年12月に実施済								
③ 警察OBの採用									
・選考手続	職員採用を継続中								
・採用									
④ 法律事務所と契約	令和7年11月に実施済								
⑤ 監査態勢の強化									
・融資案件書類の検証	随時実施								
・営業店の名寄せ調査の適切性検証	随時実施								
⑥ 対応マニュアルの再整備等									
・対応マニュアルの再整備		☆							
・定期的な研修実施（年2回以上）	随時実施								

※ 色掛けは取り組み期間

※ ☆は完了予定時期

取り組み状況・当面の取り組みスケジュール（2）

	令和8年3月以前	令和8年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
III. 外部機関との連携強化								
① 外部通報窓口の設置	令和7年12月に契約済							
② 地域の排除活動への積極参加	随時実施							
IV. 責任追及								
① 旧経営陣への責任追及								
・民事提訴の準備・提訴実施	令和7年12月に一部実施済							
・刑事告訴の準備・告訴実施	令和7年11月より準備中							
② 反社会的勢力への責任追及								
・弁護士と相談・協議	令和7年11月に開始済							
・捜査当局への相談	令和7年12月に開始済							
・責任追及の開始	令和7年12月より準備中							
V. 説明責任（本プランの履行状況）								
① 当局報告		☆						
② ホームページ掲載	令和7年12月基準日掲載済	☆						

※ 色掛けは取り組み期間
 ※ ☆は完了予定時期

反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての基本姿勢

当組合は、反社会的勢力との関係を一切遮断します。反社会的勢力からの不当要求は拒絶し、反社会的勢力との裏取引や資金提供は絶対行いません。

2. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。万一、取引先が事後的に反社会的勢力であると判明した場合には、担当理事へ速やかに報告し、取引を解消します。

3. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築し、安全・安心な金融サービスを提供するための施策を速やかに実行します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事及び刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、組織として断固たる態度で対応します。

5. 役職員の安全確保

当組合は、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保しつつ組織全体として対応します。